反捕鯨団体シーシェパードによる妨害活動 (第2報)

平成23年1月5日 財団法人日本鯨類研究所

本日午後5時頃(日本時間)から、午後6時42分まで、第二期南極海鯨類捕獲調査(JARPAII) 船団に属する第二勇新丸(YS2)は反捕鯨団体シーシェパード(SS)所属の妨害船ゴジラ号 (G号)による妨害を受けた。

G号のSS活動家らがYS2に対してランチャーや素手による瓶(内容不明)や着色弾の投てきを行ったほか、調査船のプロペラを狙うため進路上にワイヤー・ロープを投入した。現時点でYS2に着弾した投てき物はない。また付近にいる別の妨害船スティーブ・アーウィン号(SI号)からはヘリコプターが飛び立ち、G号による妨害活動の様子を撮影していた。

これに対し、YS2はG号に対して警告放送を行った。

現時点までYS2の乗組員や船体に被害は出ていない。

日本が実施しているJARPAIIは国際捕鯨取締条約に基づくものであり、完全に合法的な調査活動である。シーシェパードが行っている妨害活動は調査捕鯨に従事する我が国の船舶および乗組員の生命・財産を脅かすものであり、このような危険極まりのない行為は許されるべきものではない。

当研究所は、再三にわたるIWC加盟国の一致した非難と自制の要求を無視し、今次の JARPAII調査船団に対しても危険な妨害を行う暴挙に出たSSを強く非難する。またSI号の旗 国であるオランダおよびG号の旗国(暫定)でこれら妨害船に母港を提供しているオーストラリアをはじめ、関係国に対しては、利用可能なあらゆる手段を講じ、SSの暴力行為の抑止を図り、その犯罪行為に対しては厳正に対処することを強く要望する。

(以上)